

ID: 345

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習·文化財課

処分の概要	使用料の減免
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁村センター条例 第10条
例 規 番 号	平成17年条例第177号

【根拠条文】

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要と認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

【基準】

根拠条文及び長門市漁村センター条例施行規則による。

(使用料の減免)

- 第9条 条例第10条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、第7条に定める申請書 に必要事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。
- 2 使用料の減免基準は、次に定めるところによる。

事由		減免の率			
1) 市又は教育委員会が主催又は共催で使用するとき。			入場料その他これ		
(2) 市内の学校、幼稚園、保育	ア 教育課程で使用する場合		に類する金額を徴収		
園が使用するとき。	イ 上記以外の場合	80%	する場合の使用料は 定額とする。		
(3) 市内に組織を有する社会教	ア 活動内容が公共的・公益	100%	10円未満の端数が		
育関係団体が使用するとき。	的な場合		生じたときは、その端		
	イ 上記以外の場合	80%	数金額を切り捨てる		
(4) 市内の公益的団体が当該施設の設置目的と合致する活動目		100%	ものとする。		
的で使用するとき。					
(5) 市内に在住する漁業者、漁業後継者又はそれらが組織する					
団体が当該施設の設置目的と合致する活動目的で使用するとき。					
(6) 市以外の官公庁が使用するとき。		50%			
(7) 市又は教育委員会が後援して使用するとき。					
(8) その他市長が特に必要と認めたとき。			市長が定める額		

3 前項表中第2号イから第8号における冷暖房使用料については、免除しない。ただし、市長が特に認めたものについてはこの限りでない。

標準処理期間	;

3日

備考

設 定 年 月 日 平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年	月	日	
----------------------------------	---------	---	---	---	--